

門真市総合計画審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、門真市総合計画条例（平成29年門真市条例第27号）第3条第3項の規定に基づき、門真市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

**第3条** 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者の出席等)

**第7条** 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、企画財政部企画課において行う。

(細目)

**第10条** この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。